

第21回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	資料 1
令和4年3月16日～17日	

# がん診療連携拠点病院の指定等について

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

# がん診療連携拠点病院等の種類（H30.7月 整備指針）

## 地域がん診療連携拠点病院

- がんの医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

## 地域がん診療連携拠点病院（高度型）

- 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

## 地域がん診療連携拠点病院（特例型）

- 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

## 都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

## 国立がん研究センター

- 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

## 特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

## 地域がん診療病院

- 隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備する。

## がん診療連携拠点病院: 405か所

- 都道府県知事はその診療機能等が高いものとして推薦し指定の検討会で指定される。
- 高い診療機能、多様な治療法、緩和ケアの提供に加え、地域連携の推進、セカンドオピニオンの提示等に対応する。

### 都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)



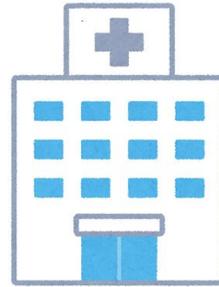
- 都道府県における中心
- 都道府県下の拠点病院等のとりまとめ

### 国立がん研究センター(2か所)



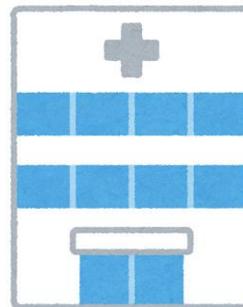
- がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- 都道府県拠点病院と連携し連絡協議会を開催

### 地域がん診療連携拠点病院(351か所\*)



- がんの医療圏に原則1か所整備
- 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

### 特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)



- 特定のがんについて都道府県内で最も多くの患者を診療

## 地域がん診療病院: 46か所

- がん診療連携拠点病院のない医療圏でがん医療を担う。
- がん診療連携拠点病院とグループ指定を受ける。

### 地域がん診療病院(46か所)



- がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備

\* 地域がん診療連携拠点病院の中には更に  
類型が3つある。

地域がん診療連携拠点病院(高度型): 50か所  
地域がん診療連携拠点病院: 296か所  
地域がん診療連携拠点病院(特例型): 5か所

# 類型の見直しについて

## 診療機能による分類



※便宜上、地域がん診療拠点病院を一般型とする



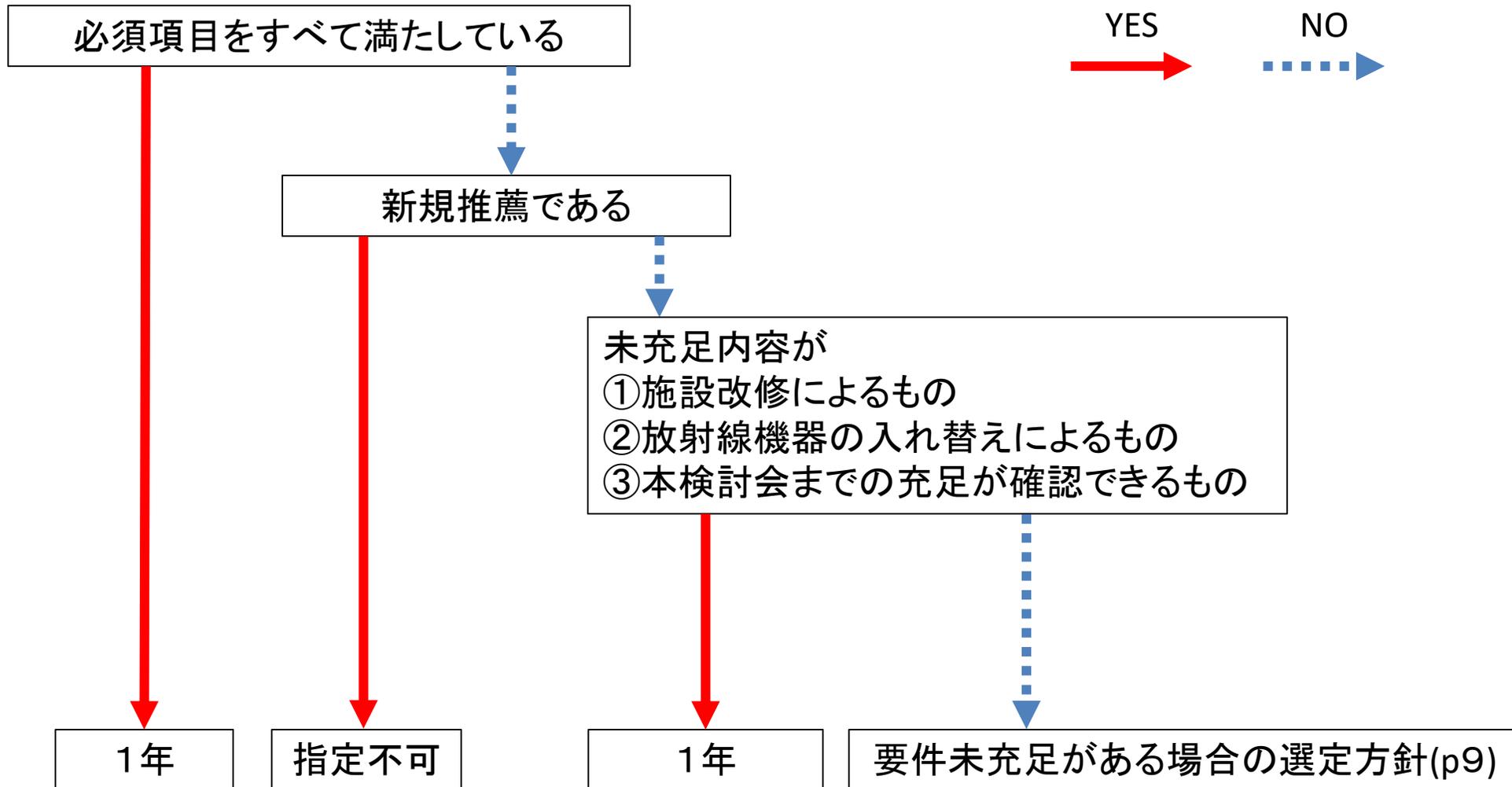
- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
  - 高度な放射線治療の実施が可能
  - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
  - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
  - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1力所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。  
更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

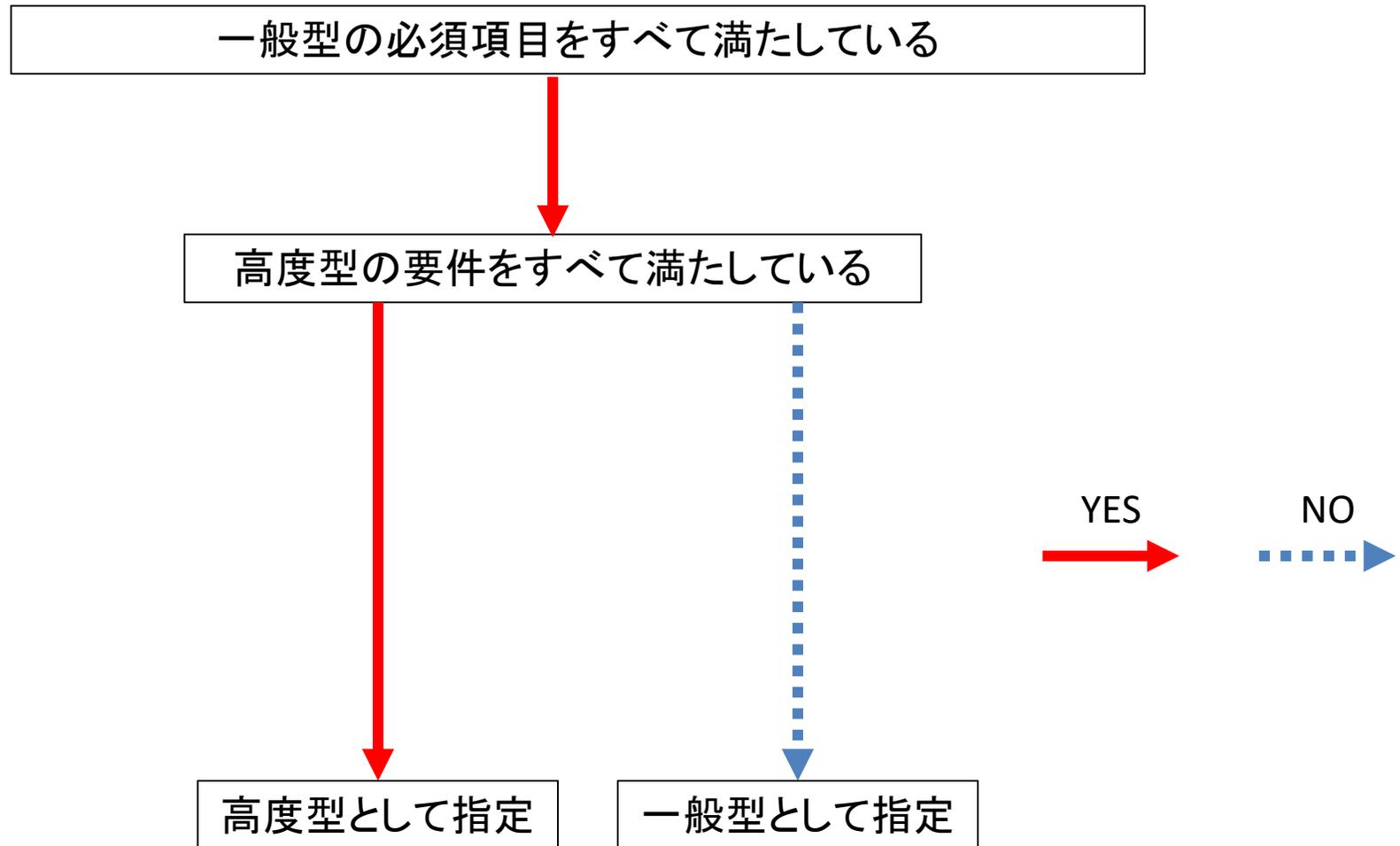
# 拠点病院等の選定の方針について①

【すべての類型で共通の方針】



## 拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加の方針】



# 今年度の拠点病院等の指定の推薦等の手続きについて

## 昨年度の状況

- 新型コロナウイルス感染症の流行等に伴う影響を考慮し、令和2年度の指定更新推薦書及び現況報告書については、
  - ・令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書
  - ・令和元年度の新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書の提出後から令和2年8月31日までに各都道府県より提出された各種報告書をもって代用するため、一律の提出は不要とした。

## 本年度の状況

- 例年同様に、都道府県を通じてすべての拠点病院等に、新規指定推薦書及び指定更新推薦書並びに現況報告書を提出していただいている。

# 要件未充足がある場合の対応について

- ① 指定要件の**充足状況に疑義がある**と判断された場合に**文書等での確認を行い**、指定要件の充足状況を確認する。
- ② 調査の結果、指定要件の未充足が確認された場合、**勧告、指定類型見直し、指定取り消し**の指導方針を指定の検討会に提案する。
- ③ 指定の検討会からの答申を受け、当該拠点病院等への通知を行う。

現況報告書にて充足状況を確認



充足状況に疑義がある場合

文書等での確認による充足状況の確認



- ①施設改修
- ②放射線機器の入れ替え

①②のいずれにも該当しない  
未充足であることを確認した場合

指定の検討会にて対応を検討



**勧告**



・地域拠点病院の場合のみ

**指定類型の見直し**



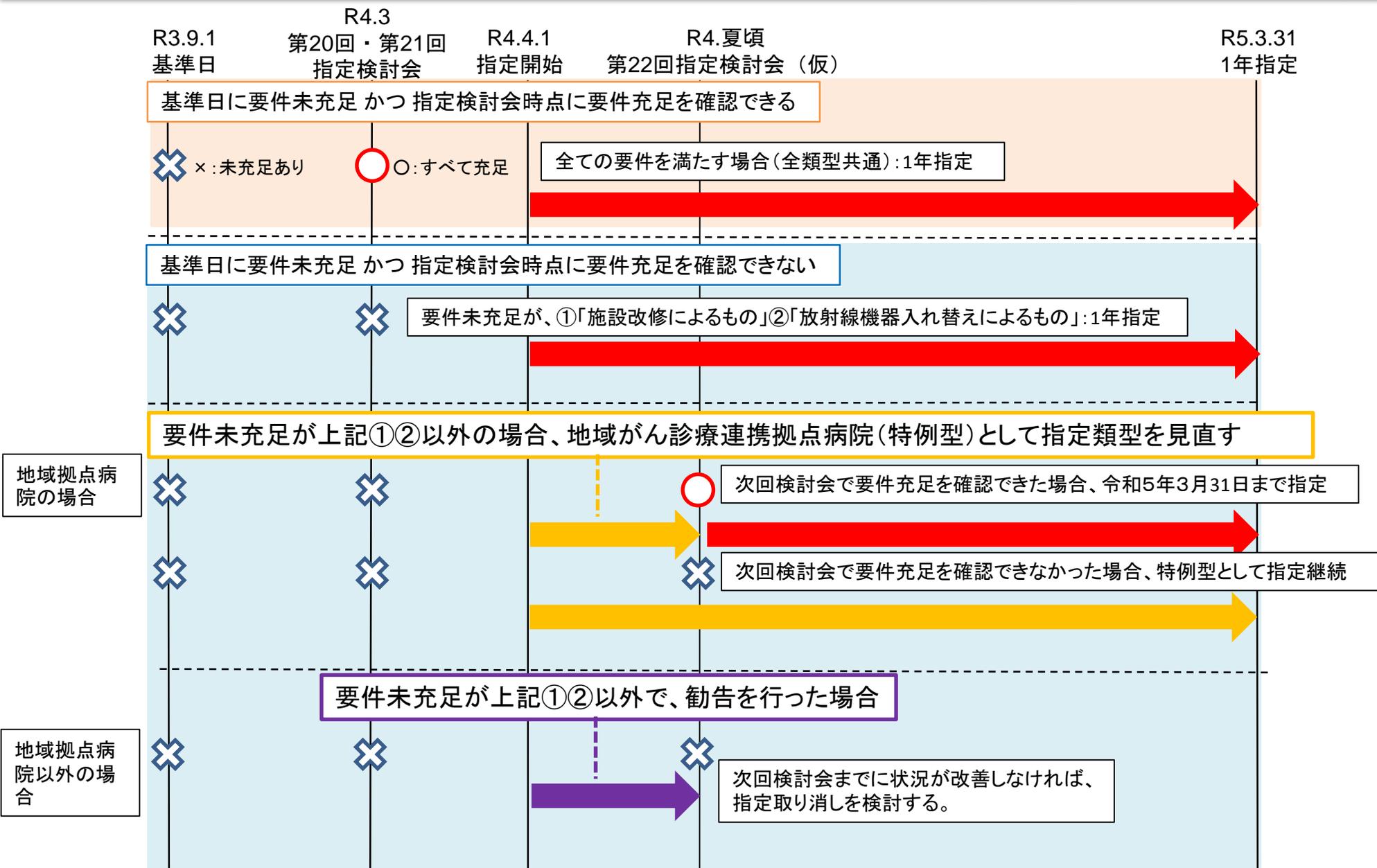
**指定取り消し**

# 要件未充足がある場合の選定方針について

下記のような選定方針としてはどうか。

- 1) 要件充足を確認する基準日としては、令和3年9月1日とする。  
ただし、昨年の指定検討会と同様に、検討会時点で要件を充足したことを確認できた病院については、要件を充足したものとみなして選定する。
  
- 2) 検討会時点で要件を充足していない病院で、未充足内容が①施設改修によるもの②放射線機器の入れ替えによるものである場合には、昨年の選定方針と同様に、1年指定とする。  
未充足内容が上記の①～②に該当しない場合には、  
(ア) 地域拠点病院の場合、指定類型を見直す。  
ただし、地域がん診療連携拠点病院(特例型)については更新時(令和3年度内)において地域拠点病院(一般型)の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。  
(イ) 都道府県拠点病院及び地域がん診療病院の場合、勧告を行う。
  
- 3) 上記の選定方針により、指定類型を見直された病院及び勧告を受けた病院については、令和4年夏頃を目途に検討会において再度審議を行う。

# 選定方針と指定年限について



# 個別医療機関の審議

# がん診療連携拠点病院（高度型）の指定について

- 以下の医療機関について、地域がん診療連携拠点病院（高度型）としての新規指定推薦があった。
- 当該医療機関について、推薦の時点で一般型としての要件を充足していることを確認した。
- 高度型の要件は下表のとおりである。
- 当該医療機関を地域がん診療連携拠点病院（高度型）として令和5年3月31日まで指定してはどうか。

病院 （現行指定類型）	要件② 同一医療圏地域拠点病院の診療実績 がん登録／手術／薬物／放射線／緩和（順位）	要件③ IMRT／粒子線／密封小線源／核医学 当該年度治療（件）	高度型要件④ 緩和ケアセンター 身体症状医師／精神症状医師／看護師／薬剤師／社会福祉士／精神保健福祉士／歯科医師／医療心理に携わる者／理学療法士／管理栄養士／歯科衛生士／他（人）	高度型要件⑤ 相談支援センター 看護師／社会福祉士／精神保健福祉士／他（人）	高度型要件⑥ 医療安全管理の第三者評価／ 外部委員を含めた医療安全の監査委員会
厚生連高岡病院 （一般型）	1／1／1／1／1 （1病院／医療圏）	292／0／0／0	4／1／4／2／1／0／0／1／1 ／1／0／1	1／0／1／0	病院機能評価／医療安全 地域連携加算での医療機関間の実施調査／医療監視（高岡厚生センター）

# 參考資料

# (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

## 診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- 院内がん登録数 500 件以上
- 悪性腫瘍の手術件数 400 件以上
- がんに係る化学療法のべ患者数 1000 人以上
- 放射線治療のべ患者数 200 人以上
- 緩和ケアチームの新規介入患者数 50 人以上

②. 相対的な評価

- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

診療実績

## 医療施設に関する要件

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

医療施設

# (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

## 診療従事者に関する要件

手術	<ul style="list-style-type: none"><li>手術療法に携わる常勤の医師</li></ul>
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none"><li>放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師</li><li>常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li></ul>
薬物療法	<ul style="list-style-type: none"><li>化学療法に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li><li>外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)</li></ul>
病理	<ul style="list-style-type: none"><li>病理診断に携わる常勤かつ専従の医師</li><li>専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)</li></ul>
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none"><li>身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)</li><li>精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)</li><li>専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)</li><li>緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。</li></ul>
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)</li></ul>
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"><li>国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者</li></ul>

# (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)③

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

## 地域拠点病院(高度型)の指定要件

- 地域拠点病院の指定要件において、「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合には、診療実績が当該医療圏において最も優れていること
- 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- 緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

# (参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)④

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

## 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件

- 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
- 当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること
- 地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと
- ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する
- 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院と連携し適切ながん医療の提供を行うこと
- 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい

# (参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

	施設要件	人的配置			その他
		医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全管理部門の設置</li> <li>医療安全管理者の配置(右記参照)</li> <li>未承認薬や適応外使用、高難度新規医療技術の実施等の事前審査・事後評価</li> <li>医療安全に関する窓口の設置</li> </ul>	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全管理者の権限の付与</li> <li>医療安全管理者の研修の受講</li> </ul>
地域拠点 ・ 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	